

令和4年度

岸和田市立産業高等学校入学者選抜実施要項

岸和田市教育委員会

《 目 次 》

I	令和4年度岸和田市立産業高等学校全日制入学者選抜実施要項 ……	〈2〉
	第1 全般的な事項 ……	〈2〉
	第2 特別入学者選抜（デザインシステム科） ……	〈3〉
	第3-1 一般入学者選抜（商業科・情報科） ……	〈5〉
	第3-2 一般入学者選抜 追検査（商業科・情報科） ……	〈7〉
II	令和4年度岸和田市立産業高等学校定時制入学者選抜実施要項 ……	〈9〉
	第1-1 一般入学者選抜（商業科） ……	〈9〉
	第1-2 一般入学者選抜 追検査（商業科） ……	〈13〉
III	令和4年度岸和田市立産業高等学校全日制二次入学者選抜実施要項 ……	〈16〉
IV	令和4年度岸和田市立産業高等学校定時制二次入学者選抜実施要項 ……	〈19〉

I 令和4年度岸和田市立産業高等学校全日制入学者選抜実施要項

第1 全般的な事項

1 応募資格

岸和田市立産業高等学校(以下、「産業高等学校」という。)全日制に入学を志願することのできる者は、

- (1) 令和4年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了(以下「卒業」という。)する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者

ただし、同条第1号又は、第2号に該当するものについては、令和4年3月に修了する見込みの者を含むものとする。

のいずれかであって、次の①又は②に該当する者とする。

- ① 大阪府内の中学校卒業者(中学校卒業見込みの者を含む。)であって、本人及び保護者の住所が大阪府内にある者
- ② ①以外の者のうち、入学志願特別事情申告書又は岸和田市教育委員会が交付した承認書を提出する者

2 アドミッションポリシー(求める生徒像)

原則として、総合点等による選抜に加え、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料とし、産業高等学校全日制のアドミッションポリシー(求める生徒像)に基づく選抜を行う。

3 英語資格(外部検定)の活用

学力検査「英語」において、外部機関が認証した英語力判定テスト(TOEFL iBT、IELTS及び実用英語技能検定(英検)を対象とする。)のスコア等(以下「スコア等」という。)を活用する。活用に当たり、府教育委員会はスコア等に応じた読み替え率を定め、この読み替え率により換算した点数と英語の学力検査の点数を比較し、高い方の点数を当該受験者の英語の学力検査の成績とする。

英語資格(外部検定)を活用する志願者は、スコア等を証明する証明書の写しを、出願時に産業高等学校長に提出する。その際、中学校長は証明書の写しが原本と相違ないことを証明すること。

なお、英語資格(外部検定)の活用については、「基礎的問題」「標準的問題」「発展的問題」のすべての検査問題を対象とする。

〈読み替え率〉

TOEFL iBT	IELTS	実用英語技能検定	読み替え率
60点～120点	6.0～9.0	準1級・1級	100%
50点～59点	5.5	(対応なし)	90%
40点～49点	5.0	2級	80%

4 募集人員

商業科	160名
情報科	80名
デザインシステム科	40名

5 通学区域

産業高等学校の通学区域は、「岸和田市立産業高等学校通学区域に関する規則」（平成13年岸和田市教育委員会規則第1号）の定めるところにより、大阪府内全域とする。

6 自己申告書

- (1) 特別入学者選抜、一般入学者選抜の志願者は、(5)のテーマについて記載し出願時に提出する。
- (2) 産業高等学校長は自己申告書をアドミッションポリシー（求める生徒像）に基づく選抜を行う際の資料とする。
- (3) 合格者の自己申告書については、選抜の資料だけでなく入学後の指導の資料として活用することができるものとする。
- (4) 原則として、志願者の自筆とする。
- (5) テーマ

あなたは、中学校等の生活（あるいはこれまでの人生）でどんな経験をし、何を学びましたか。また、それを高等学校でどのように生かしたいと思いますか。できるだけ具体的に記述してください。

7 その他

- (1) 入学志願書提出後は、志願先高等学校及び学科等の変更は認めない。
- (2) 受理した入学検定料及び書類は一切還付しない。
- (3) この要項に定めのない事項及び不明な事項は、令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項によるものとする。

第2 特別入学者選抜（デザインシステム科）

1 出 願

- (1) 志願者は、以下の書類等を産業高等学校長に提出する。（郵送は認めない）
 - ① 入学志願書
 - ② 自己申告書
自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。
 - ③ 入学検定料 2,200円（出願時に産業高等学校において現金で納入する）
 - ④（英語資格（外部検定）を活用する志願者のみ）
スコア等を証明する証明書の写し（中学校長が原本と相違ないことを証明したもの）
 - ⑤（海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いを希望する志願者のみ）
海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請書の写し及び承認書
 - ⑥（過年度卒業者のみ）
本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書
 - ⑦（「第1 全般的な事項」の「1 応募資格」の②に該当する者のみ）
入学志願特別事情申告書又は岸和田市教育委員会が交付した承認書及びその関係書類

(2) 出願期間

2月14日（月）午前9時～午後4時

2月15日（火）午前9時～午後2時

2 提出（調査書等）

志願者の調査書等は、令和4年2月14日（月）から2月15日（火）午後2時までに出身中学校長から産業高等学校長に提出する。

なお、中学校長が志願者ごとに封入し厳封したものであれば、志願書を提出する者が出願時に提出しても差し支えない。

また、中学校長は成績一覧表を産業高等学校へ提出することを要しない。ただし、必要に応じて岸和田市教育委員会が提出を求めることがある。

3 学力検査等

(1) 学力検査

① 学力検査は、2月17日（木）午前8時50分から産業高等学校において行う。

② 学力検査の問題は、国語、社会、数学、理科及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。

なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、国語、数学及び英語の学力検査については、「標準的問題」にて実施する。

(2) 実技検査

① 実技検査は、2月18日（金）午前8時50分から産業高等学校において行う。

② 実技検査は、美術に関する実技検査（基礎的な描写力及び総合的な表現力）を実施する。

(3) 学力検査等の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

学力検査 2月17日（木）

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時
検査教科	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会
時 間	40分	40分	40分	リスニングテスト 15分	40分	40分
時 刻	9:00 ～ 9:40	10:00 ～ 10:40	11:00 ～ 11:40	11:50 ～ 12:05	13:00 ～ 13:40	14:00 ～ 14:40
配 点	45点	45点	45点		45点	45点

実技検査 2月18日（金）

検査種目	基礎的描写	総合的表現
時 間	40分	60分
時 刻	9:00 ～ 9:40	10:00 ～ 11:00
配 点	75点	75点

4 入学者の選抜

- (1) 選抜の資料は、調査書、学力検査の成績、実技検査の成績及び自己申告書とする。
- (2) 選抜に当たっては、学力検査及び実技検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定を加えた総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

- ① 学力検査の各教科の成績を合計する。(225点満点)
- ② 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第3学年の評定を3倍する。(225点満点)
- ③ ①及び②で算出した点数に次の倍率をそれぞれかけて合計する。

学力検査の成績及び調査書の評定 にかける倍率のタイプ	学力検査の成績にかける倍率	調査書の評定にかける倍率
Ⅲ	1.0倍	1.0倍

- ④ ③で算出した点数に、実技検査の成績を加え、総合点とする。
- (3) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。
 - ① 総合点の高い者から、募集人員の110%に当たる者までを(Ⅰ)群とする。
 - ② (Ⅰ)群において、総合点の高い者から募集人員の90%に当たる者までを合格とし、残りの者を(Ⅱ)群(ボーダーゾーン)とする。
 - ③ ボーダーゾーンの中から、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、産業高等学校全日制のアドミッションポリシー(求める生徒像)に極めて合致する者を優先的に合格とする。
 - ④ ③による合格者が募集人員を満たさない場合は、総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。

5 合格者の発表

2月28日(月)午後2時、産業高等学校において行う。

第3-1 一般入学者選抜(商業科・情報科)

1 出 願

- (1) 志願者は、以下の書類等を産業高等学校長に提出する。(郵送は認めない)
 - ① 入学志願書
2学科のうち1学科を第1志望とし、他の1学科を第2志望とすることができる。
 - ② 自己申告書
自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。
 - ③ 入学検定料 2,200円(出願時に産業高等学校において現金で納入する)
 - ④ (英語資格(外部検定)を活用する志願者のみ)
スコア等を証明する証明書の写し(中学校長が原本と相違ないことを証明したもの)
 - ⑤ (海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いを希望する志願者のみ)
海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請書の写し及び承認書

⑥ (過年度卒業者のみ)

本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書

⑦ (「第1 全般的な事項」の「1 応募資格」の②に該当する者のみ)

入学志願特別事情申告書又は岸和田市教育委員会が交付した承認書及びその関係書類

(2) 出願期間

3月2日(水) 午前9時～午後4時

3月3日(木) 午前9時～午後4時

3月4日(金) 午前9時～午後2時

2 提出(調査書等)

志願者の調査書等は、令和4年3月2日(水)から3月8日(火)正午までに出身中学校長から産業高等学校長に提出する。

なお、中学校長が志願者ごとに封入し厳封したものであれば、志願書を提出する者が出願時に提出しても差し支えない。

また、中学校長は成績一覧表を産業高等学校へ提出することは要しない。ただし、必要に応じて岸和田市教育委員会が提出を求めることがある。

3 学力検査

(1) 学力検査

① 学力検査は、3月9日(水)午前9時から産業高等学校において行う。

② 学力検査の問題は、国語、社会、数学、理科及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。

なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。

また、国語、数学及び英語の学力検査については、「標準的問題」にて実施する。

(2) 学力検査の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

3月9日(水)

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時	第5時
検査教科	国 語	数 学	英 語		理 科	社 会
時 間	50分	50分	40分	リスニングテスト 15分	40分	40分
時 刻	9:10 } 10:00	10:20 } 11:10	11:30 } 12:10	12:20 } 12:35	13:30 } 14:10	14:30 } 15:10
配 点	90点	90点	90点		90点	90点

4 入学者の選抜

(1) 選抜の資料は、調査書、学力検査の成績及び自己申告書とする。

(2) 選抜に当たっては、学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定を加えた総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録をも資料として選抜を行う。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

① 学力検査の各教科の成績を合計する。(450点満点)

② 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第3学年の評定を6倍、第1、2学年の評定を2倍する。(450点満点)

③ ①及び②で算出した点数に次の倍率をそれぞれかけて合計する。

学力検査の成績及び調査書の評定 にかける倍率のタイプ	学力検査の成績にかける倍率	調査書の評定にかける倍率
Ⅲ	1.0倍	1.0倍

(3) 商業科・情報科の合格者の決定に当たっては、次のように行う。

- ① すべての受験者を、第1志望の学科等に関係なく総合点の高い者から順に並べる。
- ② 総合点の高い者から順に、第1志望の学科等に振り分ける。
- ③ ②において各学科等の募集人員の110%に当たる人数に先に達した学科等について、下記の手順により合格者を決定する。

先に募集人員の110%に当たる人数に達した学科における合格者の決定

- ア 総合点の高い者から、募集人員の110%に当たる者までを（Ⅰ）群とする。
- イ （Ⅰ）群において、総合点の高い者から募集人員の90%に当たる者までを合格とし、残りの者を（Ⅱ）群（ボーダーゾーン）とする。
- ウ ボーダーゾーンの中から、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、産業高等学校全日制のアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を優先的に合格とする。
- エ ウによる合格者が募集人員を満たさない場合は、総合点の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。

- ④ すでに合格となった者及び③において選抜を行った学科等のみを志望している者を除き、①、②、③の手順を繰り返し、他の学科の合格者を決定する。
ただし、②において、第1志望の学科等にすでに不合格となり、他の学科を第2志望としていた者については、第2志望の学科等を第1志望として扱う。

5 合格者の発表

3月17日（木）午前10時、産業高等学校において行う。

第3-2 一般入学者選抜 追検査（商業科・情報科）

追検査を受験することのできる者は、一般入学者選抜において産業高等学校に出願した志願者のうち、学力検査当日に出席停止の扱いが定められている感染症（学校保健安全法施行規則第十九条において出席停止の扱いが定められている感染症。ただし、同規則第十八条第三号にある「その他の感染症」は除く。以下「感染症」という。）に罹患しており、当日すべての検査を受験しなかった者とする。（検査を一部でも受験した者は対象としない。）

なお、志願先高等学校及び志望学科等は、一般入学者選抜の出願時のものと変更することはできない。

1 出 願

(1) 志願者は、次の書類等を産業高等学校長に提出する。（郵送は認めない）

なお、提出時には、一般入学者選抜の産業高等学校の受験票を提示すること。

- ① 追検査受験願
- ② 学力検査当日に感染症に罹患していたことを証明する書類
- ③ 切手404円分（合格者の発表通知用）

(2) 出願期間

3月10日（木）午後3時～午後5時

2 追 検 査

(1) 追検査は学力検査とする

- ① 追学力検査は、3月19日（土）午前9時30分から産業高等学校において行う。
- ② 追学力検査の問題は、国語、数学及び英語について府教育委員会が作成する。なお、英語の追学力検査にはリスニングテストを含まない。
また、国語、数学及び英語の追学力検査においては「基礎的・標準的問題」にて実施する。

3 入学者の選抜

- (1) 選抜の資料は、追学力検査の成績、調査書及び自己申告書をもとに総合判定する。
- (2) 商業科・情報科の合格者の決定に当たっては、当該志願者が一般入学者選拔出願時に志望する学科について、志望する学科の順に判定を行う。
- (3) 一般入学者選抜の合格者数が各学科の募集人員を満たしている場合においては、募集人員を超えて合格者を決定することができる。また、一般入学者選抜の合格者数が各学科の募集人員を満たしていない場合においては、募集人員を満たすように合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。

4 合格者の発表

合格者の発表は、3月22日（火）午前10時に岸和田市教育委員会が受付時に示すウェブページにおいて行うとともに、3月22日（火）以降、本人に通知する。ただし、追検査出願時に発行した受験番号による発表とし、一般入学者選抜の受験番号での発表は行わない。

II 令和4年度岸和田市立産業高等学校定時制入学者選抜実施要項

第1-1 一般入学者選抜（商業科）

1 応募資格

岸和田市立産業高等学校(以下、「産業高等学校」という。)定時制に入学を志願することのできる者は、

- (1) 令和4年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
ただし、同条第1号又は、第2号に該当するものについては、令和4年3月に修了する見込みの者を含むものとする。

のいずれかであって、次の①～③のいずれかに該当する者とする。

- ① 本人の住所又は勤務先が大阪府内にある者
- ② 入学日までに勤務先が大阪府内になることが確定している者
- ③ ①②以外の者のうち、入学志願特別事情申告書を提出した者又は産業高等学校長が志願することが適当であると認めた者

2 アドミッションポリシー（求める生徒像）

原則として、総合点等による選抜に加え、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料とし、産業高等学校定時制のアドミッションポリシー（求める生徒像）に基づく選抜を行う。

3 英語資格（外部検定）の活用

学力検査「英語」において、外部機関が認証した英語力判定テスト（TOEFL iBT、IELTS及び実用英語技能検定（英検）を対象とする。）のスコア等（以下「スコア等」という。）を活用する。活用に当たり、府教育委員会はスコア等に応じた読み替え率を定め、この読み替え率により換算した点数と英語の学力検査の点数を比較し、高い方の点数を当該受験者の英語の学力検査の成績とする。

英語資格（外部検定）を活用する志願者は、スコア等を証明する証明書の写しを、出願時に産業高等学校長に提出する。その際、中学校長は証明書の写しが原本と相違ないことを証明すること。

なお、英語資格（外部検定）の活用については、「基礎的問題」「標準的問題」「発展的問題」のすべての検査問題を対象とする。

〈読み替え率〉

TOEFL iBT	IELTS	実用英語技能検定	読み替え率
60点～120点	6.0～9.0	準1級・1級	100%
50点～59点	5.5	(対応なし)	90%
40点～49点	5.0	2級	80%

4 募集人員

商業科 40名

5 通学区域

産業高等学校の通学区域は、「岸和田市立産業高等学校通学区域に関する規則」（平成13年岸和田市教育委員会規則第1号）の定めるところにより、大阪府内全域とする。

6 自己申告書

- (1) 一般入学者選抜の志願者は、(5)のテーマについて記載し、出願時に提出する。
- (2) 産業高等学校長は自己申告書をアドミッションポリシー（求める生徒像）に基づく選抜を行う際の資料とする。
- (3) 合格者の自己申告書については、選抜の資料だけでなく、入学後の指導の資料として活用することができるものとする。
- (4) 原則として、志願者の自筆とする。
- (5) テーマ

あなたは、中学校等の生活（あるいはこれまでの人生）でどんな経験をし、何を学びましたか。また、それを高等学校でどのように生かしたいと思いますか。できるだけ具体的に記述してください。

7 出 願

- (1) 志願者は、次の書類等を産業高等学校長に提出する。（郵送は認めない）
 - ① 入学志願書
 - ② 自己申告書
自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。
 - ③ 入学検定料 950円（出願時に産業高等学校において現金で納入する）
 - ④（英語資格（外部検定）を活用する志願者のみ）
スコア等を証明する証明書の写し（中学校長が原本と相違ないことを証明したもの）
 - ⑤（海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いを希望する志願者のみ）
海外現地校で教育を受けたため調査書中の教科の評定が無記載となっている場合の取扱いに係る申請書の写し及び承認書
 - ⑥（過年度卒業者のみ）
本人の住民票の写し又はこれに代わる証明書
 - ⑦（他府県在住で、勤務先が府内にある者のみ）
事業主の勤務証明書（勤務見込みの場合を含む。）
 - ⑧（「第1-1 「一般入学者選抜（商業科）」の「1 応募資格」の③に該当する者のみ）
入学志願特別事情申告書
- (2) 出願期間
 - 3月2日（水）午後3時～午後7時
 - 3月3日（木）午後3時～午後7時
 - 3月4日（金）午後3時～午後5時

8 提出（調査書等）

志願者の調査書等は、令和4年3月2日（水）から3月8日（火）正午までに出身中学校長から産業高等学校長に提出する。

なお、中学校長が志願者ごとに封入し厳封したものであれば、志願書を提出する者が出願時に提出して

も差し支えない。

ただし、満21歳以上（平成13年4月1日までに生まれた者）の志願者については、調査書の提出を要しない。

また、中学校長は成績一覧表を産業高等学校へ提出することは要しない。ただし、必要に応じて岸和田市教育委員会が提出を求めることがある。

9 選抜の種類

平成13年4月2日以降に生まれた者についての選抜方法は、「学力検査と調査書による選抜」とする。

また、平成13年4月1日までに生まれた者についての選抜方法は、「学力検査と面接による選抜」とし、志願者が希望する場合、学力検査を小論文に代えた「小論文と面接による選抜」とすることができる。志願者は、出願時に選抜方法を申告するものとする。

10 学力検査と調査書による選抜

(1) 学力検査

- ① 学力検査は、3月9日（水）午前9時から産業高等学校において行う。
- ② 学力検査の問題は、国語、数学及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。
なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。
また、国語、数学及び英語の学力検査については、「基礎的問題」にて実施する。
- ③ 学力検査の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

3月9日（水）

時 限	第1時	第2時	第3時	
検査教科	国 語	数 学	英 語	
時 間	50分	50分	40分	リスニングテスト 15分
時 刻	9:10 } 10:00	10:20 } 11:10	11:30 } 12:10	12:20 } 12:35
配 点	90点	90点	90点	

11 学力検査と面接による選抜（満21歳以上の志願者）

(1) 学力検査等

- ① 学力検査等は、3月9日（水）午前9時から産業高等学校において行う。
- ② 学力検査の問題は、国語、数学及び英語について、中学校卒業までに習得される基礎的な学力を評価することを主なねらいとして、府教育委員会が作成する。
なお、英語の学力検査にはリスニングテストを含む。
また、国語、数学及び英語の学力検査については、「基礎的問題」にて実施する。
- ③ 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。

④ 学力検査等の実施時間割及び配点は、次のとおりとする。

3月9日（水）

時 限	第1時	第2時	第3時		第4時
検査教科等	国 語	数 学	英 語		面 接
時 間	50分	50分	40分	リスニングテスト 15分	————
時 刻	9:10 ～ 10:00	10:20 ～ 11:10	11:30 ～ 12:10	12:20 ～ 12:35	13:30から 個人別に 実施
配 点	90点	90点	90点		————

12 小論文と面接による選抜（満21歳以上の志願者で希望する者）

(1) 学力検査は実施せず、小論文及び面接を実施する。

- ① 小論文及び面接は、3月9日（水）午前9時から産業高等学校において行う。
- ② 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。
- ③ 小論文及び面接の実施時間割は次の通りとする。

3月9日（水）

時 限	第1時	第2時
内 容	小論文	面 接
時 間	50分	————
時 刻	9:10 ～ 10:00	10:20から 個人別に 実施

13 入学者の選抜

【1】学力検査と調査書による選抜

- (1) 選抜の資料は、調査書、学力検査の成績及び自己申告書とする。
- (2) 選抜に当たっては、学力検査の成績に、調査書中の必修の全教科の評定を加えた総合点を基本に、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録の記載内容をも資料として選抜を行う。

なお、総合点の算出に当たっては、次のように行う。

- ① 学力検査の各教科の成績を合計する。（270点満点）
- ② 調査書中の各教科の評定を合計する。その際、第3学年の評定を3.6倍、第1、2学年の評定を1.2倍する。（270点満点）
- ③ ①及び②で算出した点数に次の倍率をそれぞれかけて合計する。

学力検査の成績及び調査書の評定 にかける倍率のタイプ	学力検査の成績にかける倍率	調査書の評定にかける倍率
Ⅲ	1.0倍	1.0倍

(3) 合格者の決定に当たっては、次のように行う。

- ① 総合点の高い者から、合格予定者数の110%に当たる者までを（Ⅰ）群とする。
- ② （Ⅰ）群において、総合点の高い者から合格予定者数の90%に当たる者までを合格とし、残りの者を（Ⅱ）群（ボーダーゾーン）とする。
- ③ ボーダーゾーンの中から、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料として、産業高等学

- 校定時制のアドミッションポリシー（求める生徒像）に極めて合致する者を優先的に合格とする。
- ④ ③による合格者が合格予定者数を満たさない場合は、総合点の高い者から順に合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

【2】学力検査と面接による選抜（満21歳以上の志願者）

- (1) 選抜の資料は、学力検査の成績、面接の評価及び自己申告書とする。
- (2) 合格者の決定に当たっては、学力検査の成績（270点満点）、面接の評価及び自己申告書の評価を組み合わせる総合判定し、合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

【3】小論文と面接による選抜（満21歳以上の志願者で希望する者）

- (1) 選抜の資料は、小論文の評価、面接の評価及び自己申告書とする。
- (2) 合格者の決定に当たっては、小論文、面接及び自己申告書の評価を組み合わせる総合判定し、合格予定者数を満たすよう合格者を決定する。

14 合格者の発表

3月17日（木）午後2時、産業高等学校において行う。

15 その他

- (1) 入学志願書提出後は、志願先高等学校、学科等の変更は認めない。
- (2) 受理した入学検定料及び書類は一切還付しない。
- (3) この要項に定めのない事項及び不明な事項は、令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項によるものとする。

第1-2 一般入学者選抜 追検査（商業科）

追検査を受験することのできる者は、一般入学者選抜において産業高等学校に出願した志願者のうち、学力検査等の当日に出席停止の扱いが定められている感染症（学校保健安全法施行規則第十九条において出席停止の扱いが定められている感染症。ただし、同規則第十八条第三号にある「その他の感染症」は除く。以下「感染症」という。）に罹患しており、当日すべての検査を受験しなかった者とする。（検査を一部でも受験した者は対象としない。）

なお、志願先高等学校及び志望学科等は、一般入学者選抜の出願時のものと変更することはできない。

1 出 願

- (1) 志願者は、次の書類等を産業高等学校長に提出する。（郵送は認めない）
なお、提出時には、一般入学者選抜の産業高等学校の受験票を提示すること。
 - ① 追検査受験願
 - ② 学力検査当日に感染症に罹患していたことを証明する書類
 - ③ 切手404円分（合格者の発表通知用）
- (2) 出願期間
3月10日（木）午後3時～午後5時

2 選抜の種類

平成13年4月2日以降に生まれた者についての選抜方法は、「追学力検査と調査書による選抜」とする。

平成13年4月1日までに生まれた者のうち、「学力検査と面接による選抜」を申告した志願者については、「追学力検査による選抜」とする。

また、平成13年4月1日までに生まれた者のうち、「小論文と面接による選抜」を申告した者の検査方法は「追小論文による選抜」とする。

3 追 検 査

【1】追学力検査と調査書による選抜

(1) 追学力検査

① 追学力検査は、3月19日（土）午前9時30分から産業高等学校において行う。

② 追学力検査の問題は、国語、数学及び英語について府教育委員会が作成する。なお、英語の追学力検査にはリスニングテストを含まない。

また、国語、数学及び英語の追学力検査においては「基礎的・標準的問題」にて作成する。

【2】追学力検査による選抜

（一般入学者選抜出願時に「学力検査と面接による選抜」を申告した者）

(1) 追学力検査

① 追学力検査は、3月19日（土）午前9時30分から産業高等学校において行う。

② 追学力検査は、国語、数学及び英語の3教科で実施し、問題は府教育委員会が作成する。なお、英語の追学力検査にはリスニングテストを含まない。

また、追学力検査については「基礎的・標準的問題」にて実施する。

【3】追小論文による選抜

（一般入学者選抜出願時に「小論文と面接による選抜」を申告した者）

(1) 追小論文

① 追小論文は、3月19日（土）午前9時30分から産業高等学校において行う。

4 入学者の選抜

【1】追学力検査と調査書による選抜

(1) 選抜の資料は、追学力検査の成績、調査書及び自己申告書とする。

(2) 選抜に当たっては、上記資料をもとに総合判定する。

(3) 一般入学者選抜の合格者数が学科の募集人員を満たしている場合においては、募集人員を超えて合格者を決定することができる。また、一般入学者選抜の合格者数が学科の募集人員を満たしていない場合においては、募集人員を満たすように合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。

【2】追学力検査による選抜

(1) 選抜の資料は、追学力検査の成績及び自己申告書とする。

(2) 選抜に当たっては、上記資料をもとに総合判定する。

(3) 一般入学者選抜の合格者数が学科の募集人員を満たしている場合においては、募集人員を超えて合格者を決定することができる。また、一般入学者選抜の合格者数が学科の募集人員を満たしていない場合においては、募集人員を満たすように合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。

【3】 追小論文による選抜

- (1) 選抜の資料は、追小論文及び自己申告書とする。
- (2) 選抜に当たっては、上記資料を組み合わせで総合判定する。
- (3) 一入学者般選抜の合格者数が学科の募集人員を満たしている場合においては、募集人員を超えて合格者を決定することができる。また、一般入学者選抜の合格者数が学科の募集人員を満たしていない場合においては、募集人員を満たすように合格者を決定した後、募集人員を超えて合格者を決定することができる。

5 合格者の発表

合格者の発表は、3月22日(火)午後2時に岸和田市教育委員会が受付時に示すウェブページにおいて行うとともに、3月22日(火)以降、本人に通知する。ただし、追検査出願時に発行した受験番号による発表とし、一般入学者選抜の受験番号での発表は行わない。

6 そ の 他

- (1) この要項に定めのない事項及び不明な事項は、令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項によるものとする。

Ⅲ 令和4年度岸和田市立産業高等学校全日制二次入学者選抜実施要項

1 応募資格

岸和田市立産業高等学校(以下、「産業高等学校」という。)全日制に入学を志願することのできる者は、

- (1) 令和4年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了(以下「卒業」という。)する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
ただし、同条第1号又は、第2号に該当するものについては、令和4年3月に修了する見込みの者を含むものとする。

のいずれかであって、次の①～③のいずれかに該当する者とする。ただし、高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校後期課程又は、高等専門学校に在籍している者は出願することができない。

- ① 大阪府内の中学校卒業者(中学校卒業見込みの者を含む)であって、本人及び保護者の住所が大阪府内にある者
- ② ①以外の者のうち、入学志願特別事情申告書又は岸和田市教育委員会が交付した承認書を提出する者
- ③ 二次入学者選抜の出願時に国公立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者(出願していない者を含む。)又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者。また、中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者及び併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者も、同様とする。

2 アドミッションポリシー(求める生徒像)

原則として、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料とし、産業高等学校全日制のアドミッションポリシー(求める生徒像)に基づく選抜を行う。

3 募集人員

商業科	未定(欠員があった場合)
情報科	未定(欠員があった場合)
デザインシステム科	未定(欠員があった場合)

4 通学区域

産業高等学校の通学区域は、「岸和田市立産業高等学校通学区域に関する規則」(平成13年岸和田市教育委員会規則第1号)の定めるところにより、大阪府内全域とする。

5 自己申告書

- (1) 二次入学者選抜の志願者は、(5)のテーマについて記載し、出願時に提出する。
- (2) 産業高等学校長は自己申告書を面接の参考資料とする。
- (3) 合格者の自己申告書については、選抜の資料だけでなく、入学後の指導の資料として活用することができるものとする。
- (4) 原則として、志願者の自筆とする。

(5) テーマ

あなたは、中学校等の生活（あるいはこれまでの人生）でどんな経験をし、何を学びましたか。また、それを高等学校でどのように生かしたいと思いますか。できるだけ具体的に記述してください。

6 出 願

(1) 志願者は、次の書類等を産業高等学校長に提出する。（郵送は認めない。）

① 入学志願書

2学科のうちの1学科を第1志望とし、他の1学科を第2志望とすることができる。

② 自己申告書

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

③ (過年度卒業者のみ)

本人及び保護者（両親のある場合は両親とも）の住民票の写し又はこれに代わる証明書

④ (「1 応募資格」の②に該当する者のみ)

入学志願特別事情申告書又は岸和田市教育委員会が交付した承認書及びその関係書類

⑤ 入学検定料 2,200円（出願時に産業高等学校において現金で納入する）

(2) 出願期間

3月23日（水）午前9時～正午

7 調 査 書 等

中学校長は、当該志願者の調査書を出願時に提出する。

8 学 力 検 査 等

学力検査は実施せず、面接を実施する。

(1) 面接は、志願者全員について、出願時に産業高等学校長が産業高等学校において行う。

(2) 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。

9 入学者の選抜

(1) 選抜の資料は、調査書及び面接の評価とする。

(2) 合格者の決定に当たっては、調査書中の記載事項及び面接の評価を組み合わせて総合判定する。

(3) 複数学科で二次入学者選抜を実施する場合の合格者の決定は、次のように行う。

① すべての受験者を、第1志望の学科に関係なく総合判定の結果の高い者から順に並べる。

② 総合判定の結果の高い者から順に、第1志望の学科に振り分ける。

③ ②において各学科の募集人員に当たる人数に先に達した学科について、総合判定の結果の高い者から順に募集人員を満たすよう合格者を決定する。

④ すでに合格となった者及び③において選抜を行った学科のみを志望している者を除き、①、②、③の手順を繰り返し、各学科の合格者を決定する。

ただし、②において、第1志望の学科にすでに不合格となり、他の学科を第2志望としていた者については、第2志望の学科を第1志望として扱う。

10 合格者の発表

3月25日（金）午前10時、産業高等学校において行う。

11 そ の 他

- (1) 入学志願書提出後は、志願先高等学校、学科等の変更は認めない。
- (2) 受理した入学検定料及び書類は一切還付しない。
- (3) この要項に定めのない事項及び不明な事項は、令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項によるものとする。

IV 令和4年度岸和田市立産業高等学校定時制二次入学者選抜実施要項

1 応募資格

岸和田市立産業高等学校(以下、「産業高等学校」という。)定時制に入学を志願することのできる者は、

- (1) 令和4年3月に中学校若しくはこれに準ずる学校、義務教育学校又は中等教育学校の前期課程(以下「中学校」という。)を卒業又は修了(以下「卒業」という。)する見込みの者
- (2) 中学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者
ただし、同条第1号又は、第2号に該当するものについては、令和4年3月に修了する見込みの者を含むものとする。

のいずれかであって、次の①～④のいずれかに該当する者とする。ただし、高等学校若しくはこれに準ずる学校、中等教育学校後期課程又は、高等専門学校に在籍している者は出願することができない。

- ① 本人の住所又は勤務先が大阪府内にある者
- ② 入学日までに勤務先が大阪府内になることが確定している者
- ③ ①②以外の者のうち、入学志願特別事情申告書を提出した者又は産業高等学校長が志願することが適当であるであると認めた者
- ④ 二次入学者選抜の出願時に国公私立の高等学校、高等専門学校、特別支援学校高等部のうち、いずれの入学者選抜にも合格していない者(出願していない者を含む。)又は合格しても必要な手続きをしなかったため入学の資格を失った者。また、中等教育学校前期課程を修了見込みの者であって後期課程に進級しないことが確定している者及び併設型中高一貫教育における併設中学校を卒業見込みの者であって併設高等学校に進学しないことが確定している者も、同様とする。

2 アドミッションポリシー(求める生徒像)

原則として、自己申告書及び調査書中の活動/行動の記録を資料とし、産業高等学校定時制のアドミッションポリシー(求める生徒像)に基づく選抜を行う。

3 募集人員

商業科 未定(欠員があった場合)

4 通学区域

産業高等学校の通学区域は、「岸和田市立産業高等学校通学区域に関する規則」(平成13年岸和田市教育委員会規則第1号)の定めるところにより、大阪府内全域とする。

5 自己申告書

- (1) 二次入学者選抜の志願者は、(5)のテーマについて記載し、出願時に提出する。
- (2) 産業高等学校長は自己申告書を面接の参考資料とする。
- (3) 合格者の自己申告書については、選抜の資料だけでなく、入学後の指導の資料として活用することができるものとする。
- (4) 原則として、志願者の自筆とする。
- (5) テーマ

あなたは、中学校等の生活(あるいはこれまでの人生)でどんな経験をし、何を学びましたか。また、それを高等学校でどのように生かしたいと思いますか。できるだけ具体的に記述してください。

6 出 願

(1) 志願者は、次の書類等を産業高等学校長に提出する。(郵送は認めない)

① 入学志願書

② 自己申告書

自己申告書は、原則として、志願者の自筆とする。

③ (過年度卒業者のみ)

本人の住民票の写し又はこれに代わる証明書

④ (他府県在住で、勤務先が府内にある者のみ)

事業主の勤務証明書(勤務見込みの場合を含む。)

⑤ (「1 応募資格」の③に該当する者のみ)

入学志願特別事情申告書

⑥ 入学検定料 950円(出願時に産業高等学校において現金で納入する)

(2) 出願期間

3月23日(水) 午前9時～正午

7 調 査 書 等

中学校長は、当該志願者の調査書を出願時に提出する。

8 学 力 検 査 等

学力検査は実施せず、面接を実施する。

(1) 面接は、志願者全員について、出願時に産業高等学校長が産業高等学校において行う。

(2) 面接は、自己申告書に基づいて、個人面接で行う。

9 入 学 者 の 選 抜

(1) 選抜の資料は、調査書及び面接の評価とする。

(2) 合格者の決定に当たっては、調査書中の記載事項及び面接の評価を組み合わせて総合判定する。

10 合 格 者 の 発 表

3月25日(金) 午後2時、産業高等学校において行う。

11 そ の 他

(1) 入学志願書提出後は、志願先高等学校、学科等の変更は認めない。

(2) 受理した入学検定料及び書類は一切還付しない。

(3) この要項に定めのない事項及び不明な事項は、令和4年度大阪府公立高等学校入学者選抜実施要項によるものとする。